

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
の一部を改正する告示案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項の規定により、事業者は、建築物等の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等の使用の有無についての事前調査（以下「事前調査」という。）をしなければならないこととされている。
- また、工作物のうち、石綿等が使用されているおそれが高い物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定工作物」という。）については、事前調査の結果等を、労働基準監督署長に報告することが石綿則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号において義務付けられている。
- 今般、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）により、工作物に係る事前調査についても、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者に行わせなければならないこととされることに伴い、当該者の要件を定める等の改正を行うとともに、厚生労働省における「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、特定工作物に追加すべきとされたものを追加する等の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）石綿障害予防規則第 3 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）の一部改正
- 工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。
 - ① 石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和 2 年厚生労働省告示第 278 号。以下「特定工作物告示」という。）第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 11 号までに掲げる工作物に係る解体等の作業
 - ・ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 5 項の工作物石綿事前調査者
 - ※ 別途、登録規程を一部改正し、登録規程第 2 条第 5 項に「工作物石綿事前調査者」を新たに規定することとしている。
 - ② 特定工作物告示第 6 号、第 12 号から第 16 号まで及び特定工作物告示の一部を改正し、新たに設ける第 17 号に掲げる工作物に係る解体等の作業又は一部改正後の特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

- ・ ①に掲げる者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
- その他所要の改正を行う。

(2) 特定工作物告示の一部改正

- ① 特定工作物として、以下の物を追加する。
 - ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い部分（建築物であるものを除く。）
- ② 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行に伴い、特定工作物を規定する本告示の根拠条文が石綿則第4条の2第1項第3号から石綿則第3条第4項へ移動することから、本告示の件名等の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ 2(1)、2(2)②について
石綿障害予防規則の一部を改正する省令による改正後の石綿則第3条第4項
- ・ 2(2)①について
石綿則第4条の2第1項第3号

4. 適用期日等

- 告示日：令和5年3月下旬（予定）
- 適用期日：2(1)、2(2)②について令和8年1月1日
2(2)①について令和5年10月1日